

第一期 やまなし子ども・子育て支援プランの概要について

計画の性格：子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画、やまなし子ども・子育て支援条例に基づく基本計画

計画期間：平成27年度～令和元年度（5か年 H29年度に中間見直し）

推進体制：県、市町村、県民、保育・教育関係者、事業主等が一体となり推進

進行管理：毎年度、事業の進捗状況を点検評価し、山梨県子ども・子育て会議に報告

【各部局で取り組む具体的な施策】

朱書き：令和元年度の新規の取り組み

1 地域における子育ての支援

- ・子育て支援団体等のネットワーク強化
- ・家庭訪問型の子育て支援や情報提供促進による孤立感、不安感の解消
- ・医療費助成や奨学金、第2子以降3歳未満児保育料無料化などによる経済的負担の軽減
- ・やまなし子育ての日（11月19日）における子育て支援に関する気運の醸成 等

2 幼児期の教育・保育の充実

- ・認定こども園、幼稚園、保育所における一時預かりや延長保育など多様なニーズにきめ細やかに対応する取り組みの促進と支援
 - ・幼稚園教諭、保育士、保育教諭の相互交流、合同研修、情報交換等による教育・保育の質の向上
 - ・保育所等への看護師配置の促進、病児・病後児保育施設の広域利用の推進
 - ・民間保育士等を対象としたキャリアアップ研修や処遇改善等による保育人材の確保・定着の推進 等
- 新 保育士職場環境整備促進

3 親と子の健康の確保及び増進

- 新 子どもの死亡事例検証制度検討
- ・産前産後から乳幼児における切れ目のない支援の実施 新 妊産婦メンタルヘルス体制強化
 - ・不妊治療への支援、小児医療体制の確保 新 不妊検査等助成
 - ・10代の健康づくりのための意識啓発、食育の推進 等

4 子どもたちを取り巻く教育環境の充実

- ・職業人としての自立を促すキャリア教育の推進
- ・幅広い年齢層や異なる環境の子どもたち同士の交流促進
- ・自然体験活動の推進、自然を活用した子育てのPR 新 自然保育導入推進
- ・確かな学力の定着・向上 新 少人数教育推進検討委員会開催
- ・子育ての大切さなどの啓発による次代の親の育成
- ・青少年を取り巻く環境の整備 等 新 消費者教育推進

5 仕事と子育てを両立するための支援

- ・企業の意識啓発、育児休業等両立支援制度の定着
- 新 女性活躍応援プロジェクト
- ・男女双方が育児等に関わる重要性の啓発 等

6 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み

- ・乳児家庭全戸訪問などで家庭の養育環境の把握と助言活動を行うことによる児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、支援の推進
- ・社会による養育が必要な子どもとその家庭への支援の推進
- ・子どもの心のケアに係る総合拠点の整備
- ・児童養護施設等で育った子どもの退所後の就労面や生活面のアフターケア体制整備の支援
- ・ひとり親家庭における子どもや障害のある子どもの健やかな成長を保障するための必要な支援
- ・子どもの貧困対策の推進 等

7 子育てを安全安心にできる環境づくり

- ・子どもの見守りなど地域ぐるみの防犯活動を支援
- 新「子どもたちが自分で自分の身を守る能力を育む検討会」開催
- ・子どもの年齢や発達に応じた交通安全教育の推進
 - ・災害時における子ども子育て支援 等

8 結婚の支援

- ・結婚を希望する男女に対して結婚に役立つ情報の提供
- 新 富士・東部地域における婚活フェア開催
- 新 親向けセミナー開催
- ・希望に合った相手にめぐり会えるよう出会いの機会の提供 等
- 新 やまなし出会いサポートセンター新規登録会員獲得に向けた企業訪問実施

【市町村の教育・保育の需要見込みと確保方策】

認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等の利用ニーズを調査により把握し、ニーズに対応したサービスを提供する区域を、市町村を単位として設定。既存の幼稚園、保育所の認定こども園への移行希望を計画に反映等

第二期 やまなし子ども・子育て支援プランの策定について

～ 子育て支援施策において関係部局が連携・充実して取り組む主な事項 ～

第二期プランについて

連携・充実して取り組む主な事項（案）

《計画の性格》

- ・子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画
- ・やまなし子ども・子育て支援条例に基づく基本計画
- ・県総合計画の部門計画

《期 間》

○第二期やまなし子ども・子育て支援プラン（R2～R6：5年間）※R4で中間見直し

《目 的》

すべての子どもが健やかに成長できるとともに、本県で家庭を築き、安心して子どもを産み育てることのできるよう、行政、地域住民、事業者などが一体となり、社会全体で子育てを支援する取り組みを進める。

《推進体制》

- 県、市町村、県民、保育・教育関係者、事業主等と相互に連携する。
- 国、県、市町村間で適切な役割を分担する。
- 全庁的な情報共有、施策点検、評価を行い計画的、効率的な取組を推進する。

～登下校時や園外活動の安全確保～

登下校時や未就学児の散歩などの園外活動の安全確保対策について

【想定される関係部署】

県民生活部、県土整備部
教育委員会、警察本部

～働く親の就労環境の整備～

育児・介護休業法の改正や働き方改革関連法の成立等を踏まえた職場環境や労働条件の整備について

【想定される関係部署】

県民生活部、産業労働部

～幼児期からの教育環境の充実～

少人数教育の推進や幼児教育・保育の質の向上について

【想定される関係部署】

県民生活部、教育委員会

～放課後児童対策の充実～

「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえた放課後児童対策について

【想定される関係部署】 教育委員会

～児童虐待防止の推進～

関係機関と連携した児童虐待防止の取り組みについて

【想定される関係部署】 県民生活部

福祉保健部、教育委員会、警察本部

～子どもの貧困対策の推進～

「やまなし子どもの貧困対策推進計画」を踏まえた子どもの貧困対策について

【想定される関係部署】

県民生活部、福祉保健部
産業労働部、教育委員会

～子どもの死亡事例の検証～

チャイルドデスレビュー（CDR）に関する取り組みについて

【想定される関係部署】

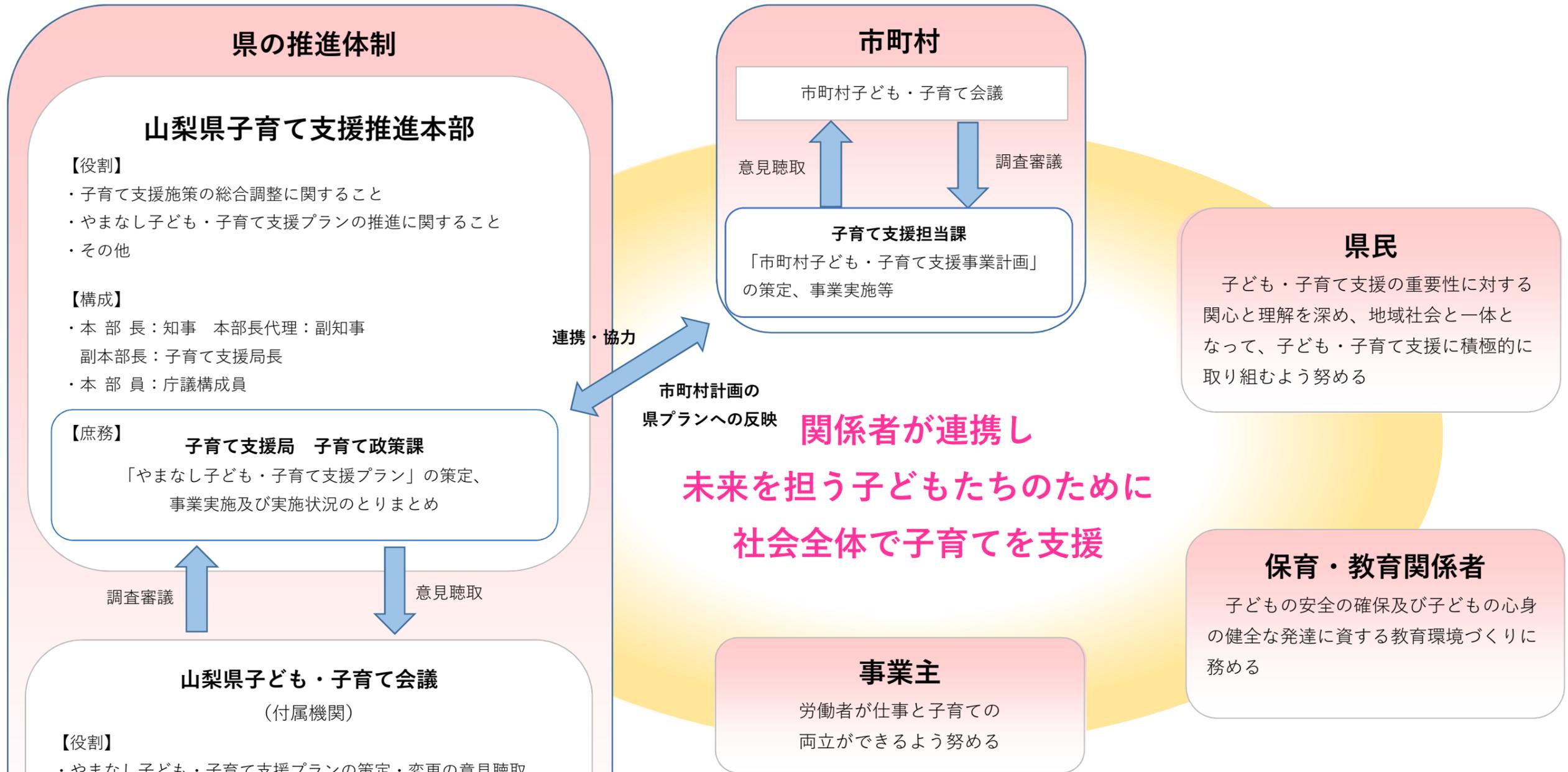
県民生活部、リニア交通局
防災局、福祉保健部、産業労働部、
県土整備部、教育委員会、警察本部

推進本部による評価・進捗管理

子どもの最善の利益が実現され、笑顔の子育てを笑顔で応援する社会の構築

第二期 やまなし子ども・子育て支援プランの策定について

～ 子育て支援の推進体制 ～



本年度のスケジュール

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
★8/7 第1回 子育て支援 推進本部 (第二期プラン ・推進体制等)		● 第1回 子ども・子育て会議 (次期プランの骨子)			★ 第2回 子育て支援 推進本部 (パブコメ前素案承認)	→ パブコメ	★ 第3回 子育て支援 推進本部 (次期プラン決定) ● 第2回 子ども・子育て会議 (次期プラン承認)